

高齢者の 在宅介護を 支援します

寝たきりなど重度の介護が必要な高齢者を、在宅で介護している方の負担を軽減するため、慰労金を支給します。手続きなどは、高齢者福祉課介護保険係または各支所市民生活室、市内の居宅介護支援事業所にご相談ください。

在宅高齢者家族介護慰労金（前期分）

◆支給対象者

市内に住所がある方で次の要件全てに該当する高齢者を、平成26年2月1日～7月31日の間、在宅で介護している同居家族などに支給します。

【在宅高齢者の該当要件】

- ①市内に住所があり、居住している人
- ②要介護4または5の認定を受けている人
- ③在宅で介護が必要な状態にある人

◆支給額

在宅で介護した月数に応じて月額5千円。（医療機関、介護保険施設などに月の初日から終わりまで入院、入所していた月は除く）

◆申請期間

◆支給時期

8月1日（金）～21日（木）
9月下旬に、ご指定の口座へ振り込みます。

在宅高齢者家族介護特別慰労金

◆支給対象者

市内に住所がある方で、申請書の提出年度の市民税が非課税の世帯で、次の要件全てに該当する高齢者を、在宅で介護している同居家族など。

【在宅高齢者の該当要件】

在宅高齢者家族介護慰労金の要件に加えて、原則1年間、介護保険サービスを利用しなかった人で、申請書の提出年度の市民税が世帯非課税の人

◆支給額

在宅高齢者一人につき、年額10万円。

◆申請および支給の時期

随時（介護サービスを利用しなかった期間が1年間に達した日から起算して1年以内に申請）

■申請に必要なもの

- ①申請書（居宅介護支援事業者などの確認印が必要）
- ②口座振替依頼書（すでに提出している方は不要）
- ③印鑑

※①、②は高齢者福祉課介護保険係、各支所市民生活室保健福祉係、市内の居宅介護支援事業所にあります。

申請窓口・問い合わせ

高齢者福祉課介護保険係
☎0824・73・1167
または各支所市民生活室

安心・安全な毎日のために

庄原警察署 ☎0824・72・0110

基本を守って交通事故防止



庄原市内の交通事故発生状況
(平成26年5月末現在)

人傷事故	34件 (+6)
死者	2人 (+1)
負傷者	51人 (+12)
物損事故	321件 (-31)

※（ ）は前年同期比

●庄原市内の交通事故の特徴

●単路での事故が多発

全交通事故の54%が単路（二本道）部分で発生しています。交通事故は交差点で多く発生しているように思われますが、直線カーブの違いはありますが、最も多く発生しているのは単路部分です。

単路に次いで多く発生しているのが駐車場内です。全事故の31%が駐車場内で発生しています。

●単独衝突が多発

全事故の54%が単独衝突事故です。次いで多いのが出会い頭衝突と追突事故となっています。

運転者が運転する際の基本的注意事項である前方注視と、道路状況に適切な安全な速度で進行することを守れば、避けられる事故です。

●事故防止のポイント

- ・運転中は常に注意力を保って前方注視を怠らないように運転する。
- ・長時間の運転となる場合は、適宜休憩をとる。
- ・体調が悪いときの運転は控える。
- ・安全な速度で走行する。

※制限速度が指定されている道路であっても、場所によってはその速度が安全とは限りません。カーブ、坂道といった道路形状、積雪や雨などの路面状況はもちろん、歩行者の通行状況、特に子どもや高齢者がいた場合など、周囲の交通状況によっても安全な速度は変わります。

●交通規則を守るのは最低限のルール

信号、一時停止、横断歩行者の保護などは絶対に守りましょう。

●飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大事故の原因となる悪質・危険な犯罪です。飲酒運転による悲惨な交通事故を無くすために、一人が飲酒運転を「しない」「させない」「ゆるさない」という強い意識を持ち、飲酒運転根絶の取り組みを実践しましょう。